

令和8年度

水質検査計画

(日野川地区水道用水供給事業)

福井県

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水および浄水の水質
- 4 採水地点
- 5 定期の水質検査
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の委託
- 9 水質検査計画および検査結果の公表
- 10 水質検査結果の評価
 - 11 水質検査の精度と信頼性の確保
 - 12 関係者との連携について

<関係資料>

- 別表1 水質検査項目および検査頻度
- 別表2 水質検査項目および検査頻度（農薬類）
- 別表3 水源水質検査項目および検査頻度
- 別図1 日野川地区水道用水供給事業 水質検査 採水地点地図
- 別図2 日野川地区水道用水供給事業 水源水質検査 採水地点地図

1 基本方針

福井県は、日野川地区水道用水供給事業について、以下のとおり水質検査計画を策定します。

- (1) 供給する水が水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に水質検査を実施します。また、臨時に行う水質検査についても、行う際の要件について明らかにします。
- (2) 水質検査計画には、水道法施行規則第52条で準用される同規則第15条第7項に定めるところにより、水道用水供給事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数およびその理由を記載します。
- (3) 水道法第20条第3項の規定により検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する項目、検査方法について記載します。
- (4) 水質検査計画による検査結果については、評価の上、各受水市町に対して公表します。

2 水道事業の概要

給水、浄水処理の計画は下表のとおりです。

事業体名称	福井県
事業名	日野川地区水道用水供給事業
浄水場施設名および所在地	日野川地区水道管理事務所 福井県越前市大塩町62字6番2号
給水開始年月	平成18年12月
給水区域	越前市、鯖江市、福井市、南越前町、越前町
計画給水人口	178,400人
1日最大給水量	51,900 m ³ /日
主な水源	榭谷ダム
原水の種類	河川表流水
取水地点	八乙女取水口（福井県南条郡南越前町八乙女）
浄水処理方式	前処理 ^(*1) + 膜ろ過方式（加圧式全量ろ過方式） ^(*2)
(*1)：前処理	粉末活性炭接触処理、除マンガン処理、凝集処理
(*2)：膜種類	無機（セラミック）精密ろ過膜、公称孔径0.1 μm
浄水使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム（消毒）
	ポリ塩化アルミニウム（凝集）
	硫酸（pH調整）
	液体苛性ソーダ（pH調整）
	粉末活性炭（臭気等除去）

3 原水および浄水の水質

水源の種類は河川表流水で、上流部には柘谷ダムおよび広野ダムがあります。水源流域は主に水田地帯となっており、原水の水質は現在まで概ね良好な状態にあります。以下の点に留意する必要があります。

原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目	対処方法
藻類の増殖	臭気、ジェオスミン、 2-メチルイソボルネオール等	活性炭注入（浄水に異臭味を検知、またはカビ臭物質を検出したとき）
降雨、ダム放流等による濁水	濁度、色度、臭気、全有機炭素、アンモニア態窒素、pH等	凝集剤および消毒剤の適正注入 活性炭注入
油類ほかによる水質汚染事故	臭気、濁度、pH等	活性炭注入（原水に油分を検知したとき） 凝集剤およびpH調整剤の適正注入

浄水の水質は、平成18年12月の給水開始以来、適正に浄水処理が行われており、水質基準に適合しています。

4 採水地点

(1) 送水末端

浄水は次の3系統の送水管を通じて各受水市町に供給します。採水は、各送水管路の末端の中継ポンプ場で行います。

- ・越前市を経て福井市片粕配水池に至る送水管路（清水中継ポンプ場）
- ・越前市を経て鯖江市下新庄配水池に至る送水管路（鯖江中継ポンプ場）
- ・越前市を経て南越前町金粕配水池に至る送水管路（南条中継ポンプ場）

<別図1 日野川地区水道用水供給事業 水質検査 採水地点地図のとおり>

(2) 浄水場内

原水は取水流量計室、浄水は浄水池出口で行います。

(3) 水源

八乙女取水口および上流の河川で行います。また、柘谷ダムおよび広野ダムで、4月～11月に採水を行います。

<別図2 日野川地区水道用水供給事業 水源水質検査 採水地点地図のとおり>

5 定期の水質検査

水道法施行規則第15条で検査が義務付けられている毎日検査項目および水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目およびその他の項目について検査を行います。

(1) 毎日検査（3項目）

浄水池出口での色度、濁度および残留塩素の検査を1日1回行います。

なお、送水末端では、色度、濁度および残留塩素の連続監視を行います。

(2) 水質基準項目（52項目）

原水および浄水について、法に定める頻度に従って検査を行います。

<別表1 水質検査項目および検査頻度のとおり>

(3) 水質管理目標設定項目（26項目）

農薬類については、上流域で使用されている農薬項目を使用時期に合わせて、月1回検査を行います。

なお、二酸化塩素は、当水道管理事務所では消毒剤として使用していないので検査を省略しま

す。

＜別表 1、2 水質検査項目および検査頻度、同項目および同検査頻度（農薬類）のとおり＞

(4) その他の項目（18項目）

維持管理上必要な項目や病原虫の有無等について、検査を行います。

＜別表 1 水質検査項目および検査頻度のとおり＞

(5) 水源水質検査（30項目）

水源の水質状況を把握するため、取水口および上流の河川表流水について月 1 回検査を行います。

また、ダム貯水池については、4月～11月に月 1 回検査を行います。

＜別表 3 水源水質検査項目および検査頻度のとおり＞

6 水質検査方法

水質基準項目の検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最新改訂版を使用））により行います。

水質管理目標設定項目の検査は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 別添 4」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最近改訂版を使用））により行います。

その他の項目については、「上水試験方法」（最近改訂版を使用）、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号（最近改訂版を使用））および「水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル改訂版」（平成 19 年 11 月）により行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は水道法施行規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

8 水質検査の委託

(1) 自己／委託の区分

水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき、一部の水質検査を登録水質検査機関に委託します。

定期の水質検査項目の自己検査と委託検査、検査頻度について、別表 1、2 のとおり行います。

＜別表 1、2 水質検査項目および検査頻度のとおり＞

なお、臨時の水質検査項目の自己／委託の区分についても定期の水質検査と同様とし、「7 臨時の水質検査」に基づき、必要に応じて登録水質検査機関に委託します。

(2) 試料の採取、運搬方法

試料の採水は原則として自己で行います。

採取した試料の運搬については委託し、原則としてクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防

止の措置を施した上、速やかに登録水質検査機関まで運搬するものとします。

(3) 実施状況の確認

検査の実施状況について、登録水質検査機関に作業状況および水質検査結果を得るための記録の保管を求め、必要に応じて記録の写し等の提出を求めるとともに、立入検査を行います。

9 水質検査計画および検査結果の公表

(1) 水質検査計画

策定した計画は、受水市町に公表し意見を聴取します。公表の方法は、文書で通知するとともにホームページで公表します。

(2) 検査結果

毎月の結果をホームページで公表し、年1回年報にとりまとめ発行します。臨時の水質検査結果についてもホームページで公表します。

10 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される全ての水が満たさなければならない要件であるため、水質検査結果が水質基準を遵守していることを確認する必要があります。また、得られた結果と蓄積したデータの比較等を行い、水質管理に活用します。また、原水の検査結果についても比較等を行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。

11 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査結果の信頼性を保証するため、①定期的な点検等による分析機器の整備、②水質検査マニュアルの作成および改訂、③水質管理職員の検査技術の向上に努めます。

また、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン 別添」(厚生労働省水道課長通知 平成24年9月6日付け建水発0906第2号(最近改正版を使用))により妥当性評価を実施、外部精度管理調査(環境省 水道水質検査精度管理のための統一試料調査)へ参加する等、水質検査の精度を高め、信頼性の確保に努めます。

12 関係者との連携について

広野・梶谷ダム統合管理事務所(ダム管理)、丹南土木事務所(河川管理)、丹南健康福祉センター(保健衛生)、受水市町等と連絡調整を行い、安全で良質な水質を確保していきます。

別表1 水質検査項目および検査頻度

検査方法の略語は、次のとおりである。 ICP: 誘導結合プラズマ IC: イオンクロマトグラフ PT: パージ・トラップ GC: ガスクロマトグラフ LC: 液体クロマトグラフ MS: 質量分析計 DPD: ジエチルパラフェニレンジアミン

番号	項目名	省略可否	基準値(目標値)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託/省略の区分	
					取水流量計室(原水)1箇所	浄水池(出口)1箇所	各中継P場(浄水)3箇所				
水質基準項目	1	一般細菌	×	100集落数以下/mL	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	標準寒天培地法	自己
	2	大腸菌	×	検出されないこと	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月		特定酵素基質培地法	自己
	3	カドミウムおよびその化合物	○	0.003 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	4	水銀およびその化合物	○	0.0005 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/3月	1回/年	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	還元酸化-原子吸光度法	委託
	5	セレンおよびその化合物	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	6	鉛およびその化合物	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	7	ヒ素およびその化合物	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	8	六価クロム化合物	○	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	9	亜硝酸態窒素	×	0.04 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	10	シアン化物イオンおよび塩化シアン	×	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/3月	1回/3月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法	委託
	11	硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	×	10 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	12	フッ素およびその化合物	○	0.8 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	13	ホウ素およびその化合物	○	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	14	四塩化炭素	○	0.002 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	15	1,4-ジオキサン	○	0.05 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年		PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	16	シス-1,2-ジクロロエチレンおよびトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	0.04 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年		PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	17	ジクロロメタン	○	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年		PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	18	テトラクロロエチレン	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年		PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	19	トリクロロエチレン	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年		PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	×	0.00005 mg/L以下	1回/3月	1回/年	1回/3月	1回/3月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します	固相抽出-LC-MS法	委託
	21	ベンゼン	○	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託 省略 R9年度に検査予定
	22	塩素酸	×	0.6 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	23	クロロ酢酸	×	0.02 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月	水道法で定められた基本検査頻度に基づき検査します トリハロメタン類とハロ酢酸類は、夏場の検査頻度を高め年6回検査します	溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
	24	クロロホルム	×	0.06 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
	25	ジクロロ酢酸	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
	26	ジブロモクロロメタン	×	0.1 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
	27	臭素酸	×	0.01 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月	1回/3月		イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法	委託
	28	総トリハロメタン	×	0.1 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		計算法	委託
	29	トリクロロ酢酸	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		溶媒抽出-GC-MS法他告示法	委託
	30	ブロモジクロロメタン	×	0.03 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
	31	ブロモホルム	×	0.09 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月 7~10月:1回/月	1回/3月 7~10月:1回/月		PT-GC-MS法他告示法	委託
	32	ホルムアルデヒド	×	0.08 mg/L以下	1回/3月	—	1回/3月	1回/3月		溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法他告示法	委託
	33	亜鉛およびその化合物	○	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	34	アルミニウムおよびその化合物	○	0.2 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己

	番号	項目名	省略可否	基準値(目標値)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託/省略の区分
						取水流量計室(原水)1箇所	浄水池(出口)1箇所	各中継P場(浄水)3箇所			
水質基準項目	35	鉄およびその化合物	○	0.3 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己
	36	銅およびその化合物	○	1.0 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	37	ナトリウムおよびその化合物	○	200 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	38	マンガンおよびその化合物	○	0.05 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	39	塩化物イオン	×	200 mg/L以下	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	300 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		IC法	自己
	41	蒸発残留物	○	500 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		重量法	自己
	42	陰イオン界面活性剤	○	0.2 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年	過去に検出されていないため3年に1回検査します	LC-MS法	委託
	43	ジェオスミン	○	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/月 その他:該当なし	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します(各送水末端は、藻類が発生する恐れのある時期のみ) 原水と浄水出口は、カビ臭原因となる藻類が発生しやすい夏場の5か月間は検査頻度を高め、週に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託
	44	2-メチルイソボルネオール	○	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/週 その他:1回/月	6~10月:1回/月 その他:該当なし	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します(各送水末端は、藻類が発生する恐れのある時期のみ) 原水と浄水出口は、カビ臭原因となる藻類が発生しやすい夏場の5か月間は検査頻度を高め、週に1回検査します	PT-GC-MS法他告示法	委託
	45	非イオン界面活性剤	○	0.02 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年	過去に検出されていないため3年に1回検査します	固相抽出-吸光度法他告示法	委託
	46	フェノール類	○	0.005 mg/L以下	1回/3月	1回/3年	1回/3年	1回/3年	過去に基準値の1/2を超えたことが無く、過去3年間検出されていないため3年に1回検査します	固相抽出-誘導体化-GC-MS法他告示法	委託
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	3 mg/L以下	1回/月	1回/平日	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送水末端は週に1回検査します	全有機炭素計測定法	自己
	48	pH値	×	5.8以上 8.6以下	1回/月	1回/平日	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送水末端は週に1回検査します	ガラス電極法	自己
	49	味	×	異常でないこと	1回/月	-	1回/日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は毎日、送水末端は週に1回検査します	官能法	自己
	50	臭気	×	異常でないこと	1回/月	1回/平日	1回/日	1回/週	臭気は、休日においても原水に油臭やカビ臭等の異常性がないか確認します	官能法	自己
51	色度	×	5度以下	1回/日	1回/平日	1回/日	1回/週	臭気は、休日においても原水に油臭やカビ臭等の異常性がないか確認します	比色法、透過光測定法	自己	
52	濁度	×	2度以下	1回/日	1回/平日	1回/日	1回/週	臭気は、休日においても原水に油臭やカビ臭等の異常性がないか確認します	比濁法、積分球式光電光度法	自己	
水質管理目標設定項目	1	アンチモンおよびその化合物	-	0.02 mg/L以下	-	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	ICP-MS法	自己
	2	ウランおよびその化合物	-	0.002 mg/L以下(暫定)	-	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	3	ニッケルおよびその化合物	-	0.02 mg/L以下	-	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	5	1,2-ジクロロエタン	-	0.004 mg/L以下	-	1回/3年	1回/3年	-	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託 省略 R9年度に検査予定
	8	トルエン	-	0.4 mg/L以下	-	1回/3年	1回/3年	-	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託 省略 R9年度に検査予定
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	-	0.08 mg/L以下	-	1回/3年	1回/3年	-	過去に検出されていないため3年に1回検査します	溶媒抽出-GC-MS法他通知法	委託
	10	亜塩素酸	-	0.6 mg/L以下	-	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	12	二酸化塩素	-	0.6 mg/L以下	-	-	-	-	消毒に二酸化塩素を使用していないため検査を省略します	IC法	-
	13	ジクロロアセトニトリル	-	0.01 mg/L以下(暫定)	-	-	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	溶媒抽出-GC-MS法	委託
	14	抱水クロラール	-	0.02 mg/L以下(暫定)	-	-	1回/3月	1回/3月		溶媒抽出-GC-MS法	委託
15	農薬類(別表2参照)	-	検出値/目標値の和が1以下	-	散布時期に月1回	散布時期に月1回	-	農薬の散布される時期に合わせ、月に1回検査します	各農薬類ごとに定められた方法	委託	
16	残留塩素	-	1 mg/L以下	1回/日	-	1回/日	1回/週	安全確認のため、送水末端は週に1回、浄水出口は毎日検査します	DPD法	自己	

	番号	項目名	省略可否	基準値 (目標値)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託/省略の区分
						取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継P場(浄水) 3箇所			
水質管理目標設定項目	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	10 mg/L以上 100 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	IC法	自己
	18	マンガンおよびその化合物	—	0.01 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		ICP-MS法	自己
	19	遊離炭酸	—	20 mg/L以下	—	1回/月	1回/月	1回/月		滴定法	自己
	20	1,1,1-トリクロロエタン	—	0.3 mg/L以下	—	1回/3年	1回/3年	—	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託 省略 R9年度に検査予定
	21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	—	0.02 mg/L以下	—	1回/3年	1回/3年	—		PT-GC-MS法他通知法	委託 省略 R9年度に検査予定
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	3 mg/L以下	—	1回/週	1回/週	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、週に1回検査します	滴定法	自己
	23	臭気強度(TON)	—	3 mg/L以下	—	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	官能法	自己
	24	蒸発残留物	—	30 mg/L以上 200 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月		重量法	自己
	25	濁度	—	1度以下	1回/日	1回/日	1回/日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は毎日、送水末端は週に1回検査します	比濁法、積分球式光電光度法	自己
	26	pH値	—	7.5程度	1回/月	1回/平日	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送水末端は週に1回検査します	ガラス電極法	自己
	27	腐食性(ランゲリア指数)	—	-1程度以上とし 極力0に近づける	—	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	計算法	自己
	28	従属栄養細菌	—	2,000集落数以下/mL (暫定)	—	1回/月	1回/月	1回/月		R2A寒天培地法	自己
	29	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 mg/L以下	—	1回/3年	1回/3年	—	過去に検出されていないため3年に1回検査します	PT-GC-MS法他通知法	委託 省略 R9年度に検査予定
30	アルミニウムおよびその化合物	—	0.1 mg/L以下	1回/3月	1回/月	1回/月	1回/月	安全で良質な水が作られているか確認のため、毎月検査します	ICP-MS法	自己	
その他の項目	1	水温	—	—	—	1回/日	1回/日	1回/週	毎日検査します	棒状温度計	自己
	2	アンモニア態窒素	—	—	—	1回/週	1回/週	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、週に1回検査します	吸光光度法、IC法	自己
	3	紫外線吸光度(E260)	—	—	—	1回/平日	1回/平日	1回/週	安全で良質な水が作られているか確認のため、浄水出口は平日、送水末端は週に1回検査します	吸光光度法	自己
	4	紫外線吸光度(E220)	—	—	—	1回/平日	1回/平日	1回/週		吸光光度法	自己
	5	アルカリ度	—	—	—	1回/平日	1回/平日	1回/週		メチルレッド指示薬法	自己
	6	電気伝導率	—	—	—	1回/平日	1回/平日	1回/週		電極法	自己
	7	全窒素	—	—	—	1回/平日	1回/平日	1回/週		化学発光法	自己
	8	クリプトスポリジウム	×	—	—	1回/月	—	—		落斜蛍光顕微鏡	委託
	9	ジアルジア	×	—	—	1回/月	—	—	落斜蛍光顕微鏡	委託	
	10	大腸菌(定量)	×	—	—	1回/月	—	—	特定酵素基質培地法	自己	
	11	嫌気性芽胞菌	×	—	—	1回/月	—	—	ハンドフオード 改良寒天培地法他通知法	委託	
	12	銀	—	—	—	1回/3月	1回/3月	1回/3月	水質基準項目に準じて3か月に1回検査します	ICP-MS法	自己
	13	バリウム	—	0.7 mg/L以下	—	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	14	ビスマス	—	—	—	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	15	モリブデン	—	0.07 mg/L以下	—	1回/3月	1回/3月	1回/3月		ICP-MS法	自己
	16	ダイオキシン類	—	1 pg-TEQ/L(暫定)	—	1回/年	1回/年	—		安全で良質な水が作られているか確認のため、年に1回検査します	固相抽出-GC-MS法
要検討項目	—	スチレン	—	目標値0.02 mg/L	—	1回/年	—	—	過去3年間検出されていないため、原水について年に1回検査します	HS-GC-MS法	委託
	—	キシレン	—	目標値0.4 mg/L	—	1回/年	—	—		HS-GC-MS法	委託

注) 水道法施行規則第15条に規定する水の採水場所において、給水栓以外の採水を可としている項目に限っては、浄水出口以降で濃度が上昇しないことが明らかな場合、送水末端は基本検査頻度より減じるものがあります。

別表2 水質検査項目および検査頻度（農薬類）

検査方法の略語は、次のとおりである。 PT：ページ・トラップ GC：ガスクロマトグラフ HS：ヘッドスペース LC：液体クロマトグラフ HPLC：高速液体クロマトグラフ MS：質量分析

	番号	項目名	用途	目標値 (mg/L)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託 の区分	
						取水流量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所				
水質管理目標設定項目	対-1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.06	散布時期および 検出時期に 月1回以上	—	—	—	散布時期 6, 7, 8月 計3回	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	委託	
	対-2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02		—	—	—		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託	
	対-4	EPN	殺虫剤	0.004		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-5	MCPA	除草剤	0.005		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-6	アシュラム	除草剤	0.9		—	—	—		固相抽出-HPLC法、固相抽出-LC-MS法	委託	
	対-7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 6, 7, 8月 計3回	LC-MS法	委託
	対-8	アトラジン	除草剤	0.01		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-9	アニロホス	除草剤	0.003		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-10	アミトラズ	殺虫剤	0.006		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-11	アラクロール	除草剤	0.03		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.3		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 5, 6, 7月 計3回	LC-MS法	委託
	対-17	イブロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006		—	—	—		固相抽出-HPLC-ポストカラム法、 溶媒抽出-HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託	
	対-19	インダノファン	除草剤	0.009		—	—	—		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託	
	対-20	エスプロカルブ	除草剤	0.03		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 7, 8, 9月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-22	エンドスルファン (ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-24	オキシシン銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03		—	—	—		固相抽出-LC-MS法、LC-MS法	委託	
	対-25	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-26	カズサホス	殺虫剤	0.0006		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-28	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.05		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02		—	—	—		固相抽出-HPLC法、HPLC-ポストカラム法、 固相抽出-LC-MS法	委託	
	対-30	カルボフラン	代謝物	0.0003		—	—	—		HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託	
	対-31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-32	キャプタン	殺菌剤	0.3		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-33	クミルロン	除草剤	0.03		—	—	—		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託	
	対-34	グリホサート	除草剤	2		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 5, 6, 7, 8, 9, 10月 計6回	誘導体化-固相抽出-LC-MS法	委託
	対-35	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 5, 6, 7, 8, 9月 計5回	誘導体化-固相抽出-LC-MS法	委託
	対-36	クロメブロップ	除草剤	0.02		—	—	—		LC-MS法	委託	
	対-37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託	
	対-39	クロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—		散布時期 5, 6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託

	番号	項目名	用途	目標値 (mg/L)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託 の区分
						取水量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所			
水質管理目標設定項目	対-40	シアナジン	除草剤	0.001	散布時期および 検出時期に 月1回以上	—	—	—		固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託
	対-41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02		—	—	—		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 12, 1月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-45	ジクワット	除草剤	0.01		—	—	—		固相抽出-HPLC法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005 ^{※1}		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	HS-GC-MS法	委託
	対-48	ジチオピル	除草剤	0.009		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-49	シハロホップブチル	除草剤	0.006		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-51	ジメタメトリン	除草剤	0.02		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-52	ジメトエート	殺虫剤	0.05		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-53	シメトリン	除草剤	0.03		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-54	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-56	ダブメット、メタム(カーバム)および メチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 ^{※2}		—	—	—		PT-GC-MS法	委託
	対-57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1		—	—	—		LC-MS法	委託
	対-58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02		—	—	—		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		—	—	—		固相抽出-LC-MS法	委託
	対-60	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-61	チオベンカルブ	除草剤	0.02		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-62	テフリルトリオン	除草剤	0.002		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	LC-MS法	委託
	対-63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-64	トリクロピル	除草剤	0.006		—	—	—		固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005		—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託
	対-66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 7, 8, 9月 計3回	固相抽出-LC-MS法	委託
対-67	トリフルラリン	除草剤	0.06	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 10, 11月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-68	ナプロバミド	除草剤	0.03	—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託		
対-69	パラコート	除草剤	0.005	—	—	—		固相抽出-LC-MS法	委託		
対-70	ピペロホス	除草剤	0.0009	—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託		
対-71	ピラクロニル	除草剤	0.01	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	LC-MS法	委託		
対-72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託		
対-73	ピラズリネート (ピラズレート)	除草剤	0.02	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7月 計3回	LC-MS法	委託		
対-74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託		
対-75	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05	—	—	—		固相抽出-GC-MS法	委託		
対-77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	—	—	—		固相抽出-LC-MS法	委託		

	番号	項目名	用途	目標値 (mg/L)	基本検査頻度	実施検査頻度			設定理由	検査方法	自己/委託 の区分
						取水量計室(原水) 1箇所	浄水池(出口) 1箇所	各中継ポンプ場(浄水) 3箇所			
水質管理目標設定項目	対-78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.01	散布時期および 検出時期に 月1回以上	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05		—	—	—	—	LC-MS法	委託
	対-81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託
	対-82	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-83	フェントラザミド	除草剤	0.01		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7月 計3回	LC-MS法	委託
	対-84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 7, 8, 9月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-85	ブタクロール	除草剤	0.03		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-86	ブタミホス	除草剤	0.02		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-88	フルアジナム	殺菌剤	0.03		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	LC-MS法	委託
	対-89	プレチラクロール	除草剤	0.05		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-90	プロシミドン	殺菌剤	0.09		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-91	プロチオホス	殺虫剤	0.007		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-93	プロピザミド	除草剤	0.05		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 6, 7, 8月 計3回	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7月 計3回	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-96	ペノミル	殺菌剤	0.02		—	—	—	—	固相抽出-LC-MS法	委託
	対-97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1		—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託
	対-98	ペンゾピシクロン	除草剤	0.09		1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7月 計3回	LC-MS法	委託
対-99	ペンゾフェナップ	除草剤	0.005	—	—	—	—	LC-MS法	委託		
対-100	ペンタゾン	除草剤	0.2	—	—	—	—	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託		
対-101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 10, 11月 計2回	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-102	ペンフレカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02	—	—	—	—	固相抽出-LC-MS法	委託		
対-103	ペンフレラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-104	ペンフレセート	除草剤	0.07	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-106	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	1回/月(散布時期)	1回/月(散布時期)	—	散布時期 5, 6, 7, 8月 計4回	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05	—	—	—	—	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法	委託		
対-108	メソミル	殺虫剤	0.03	—	—	—	—	HPLC-ポストカラム法、固相抽出-LC-MS法	委託		
対-109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-111	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託		
対-112	メトリブジン	除草剤	0.03	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法、LC-MS法	委託		
対-113	メフェナセート	除草剤	0.02	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-114	メブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		
対-115	モリネート	除草剤	0.005	—	—	—	—	固相抽出-GC-MS法	委託		

備考

※1 ジチオカルバメート系農薬については、二硫化炭素の量に換算した値。

※2 ダゾメット、メタム(カーバム)およびメチルイソチオシアネートについては、メチルイソチオシアネートの量に換算した値。

別表3 水源水質検査項目および検査頻度

検査方法の略語は、次のとおりである。 IC：イオンクロマトグラフ ICP：誘導結合プラズマ PT：パージ・トラップ GC：ガスクロマトグラフ MS：質量分析

番号	項目名	ダム湖検査頻度 (4～11月)		河川表流水検査頻度						検査方法
		榑谷ダム (5, 7, 9, 11月)	広野ダム (4, 6, 8, 10月)	原水	日野川	榑谷川	日野川	日野川	田倉川	
				取水 流量計室	八乙女 取水口	岩島橋	広野橋	ひょうろ 橋	社谷橋	
1	水温	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	サーミスタ温度計
2	透明度	1回/隔月	1回/隔月	—	—	—	—	—	—	透明度板
3	pH値	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ガラス電極法
4	濁度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	積分球式光電光度法
5	色度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	透過光測定法
6	可視部吸光度 (E390)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長390 nm、石英セル50 mm
7	紫外線吸光度 (E260)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長260 nm、石英セル50 mm
8	紫外線吸光度 (E220)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	波長220 nm、石英セル50 mm
9	アンモニア態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	吸光光度法、IC法
10	電気伝導率	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	電極法
11	アルカリ度	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	メチルレッド指示薬法
12	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	全有機炭素計測定法
13	塩化物イオン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
14	溶存酸素飽和度(DO)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	蛍光式(光学式)溶存酸素計
15	クロロフィルa	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	アセトン抽出吸光光度法
16	全窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキシニ硫酸カリウム分解法、紫外線吸光光度法
17	溶解性全窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキシニ硫酸カリウム分解法、紫外線吸光光度法、化学発光法
18	亜硝酸態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
19	硝酸態窒素	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
20	全りん	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキシニ硫酸カリウム分解法、モリブデン青法
21	溶解性全りん	1回/隔月	1回/隔月	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	1回/月(*)	ペルオキシニ硫酸カリウム分解法、モリブデン青法
22	鉄	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
23	溶解性鉄	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
24	マンガン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
25	溶解性マンガン	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	ICP-MS法
26	カルシウム	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
27	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/隔月	1回/隔月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	IC法
28	生物試験(プランクトン)	1回/隔月	1回/隔月	—	1回/月	—	—	—	—	光学顕微鏡
29	ジェオスミン	7・9月のみ 1回/月	8・10月のみ 1回/月	1回/月	7～10月のみ 1回/月	7～10月のみ 1回/月	7～10月のみ 1回/月	—	—	PT-GC-MS法他告示法(分析外部委託)
30	2-メチルイソボルネオール	7・9月のみ 1回/月	8・10月のみ 1回/月	1回/月	7～10月のみ 1回/月	7～10月のみ 1回/月	7～10月のみ 1回/月	—	—	PT-GC-MS法他告示法(分析外部委託)

(*)：ダム湖検査(4～11月)時のみに実施する。

〈備考1〉：ダム湖検査は、表層・中間層・底層の3検体を採水し各項目を検査する(ただし、水温と溶存酸素飽和率は現地にて水深(5 m間隔)ごとに測定)。

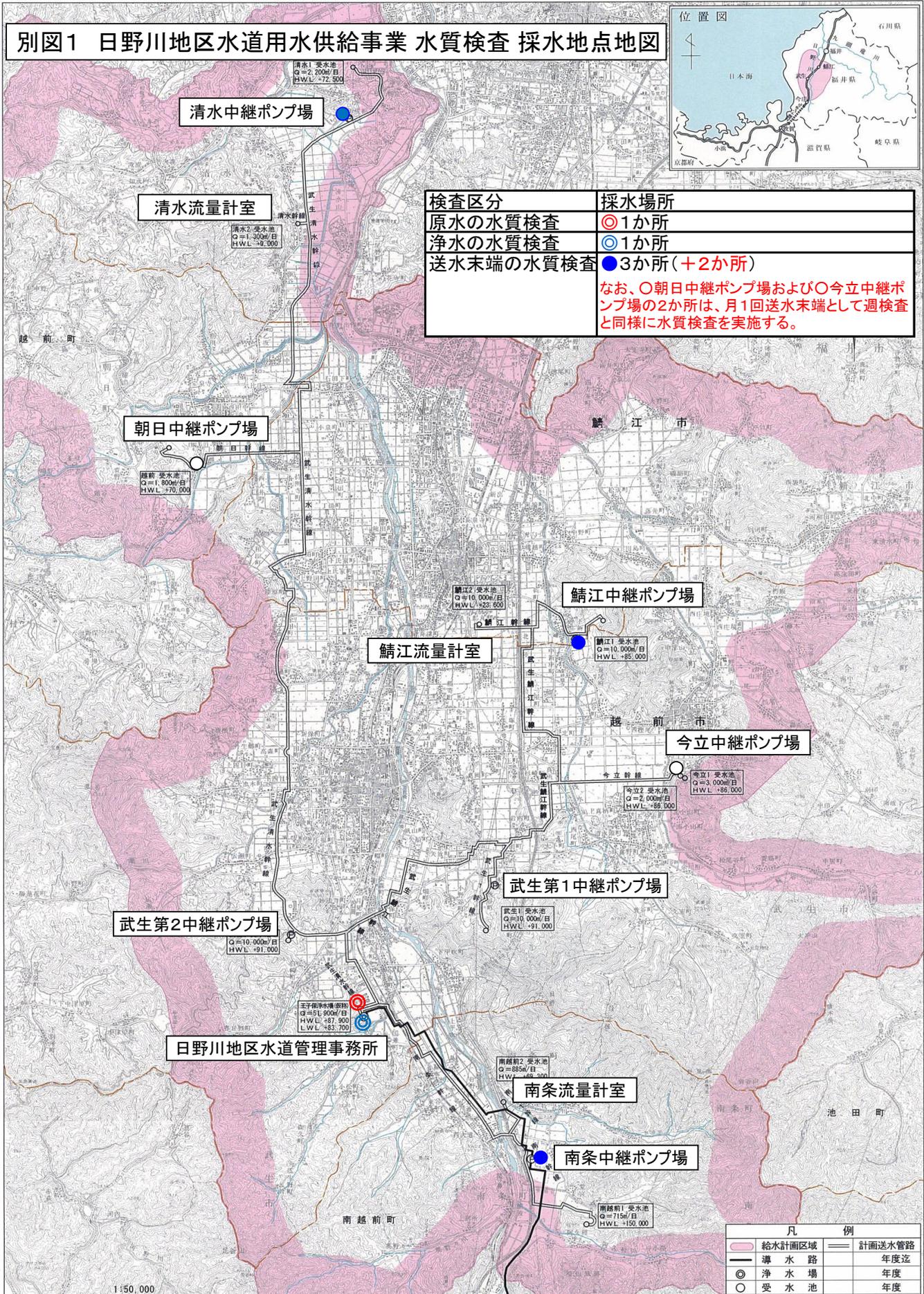
〈備考2〉：冬季は、ダム湖直下の榑谷川(岩島橋)と日野川(広野橋)の検査を積雪状況等により中止する場合がある。

別図1 日野川地区水道用水供給事業 水質検査 採水地点地図



検査区分	採水場所
原水の水質検査	◎1か所
浄水の水質検査	⊙1か所
送水末端の水質検査	●3か所 (+2か所)

なお、○朝日中継ポンプ場および○今立中継ポンプ場の2か所は、月1回送水末端として週検査と同様に水質検査を実施する。



1:50,000

凡 例

	給水計画区域		計画送水管路
	導水路		年度迄
	浄水場		年度
	受水池		年度

別図2 日野川地区水道用水供給事業 水源水質検査 採水地点地図

